（電磁的方法による保存）

第九十四条の七の十五　法第三十九条の二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（令第十条の二ただし書の適用）

第九十四条の七の十六　経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第九十四条の七の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第五十五の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

（帳簿）

第九十五条　法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器に充塡した場合（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に高圧ガスを充塡した場合を除く。）	［略］
二・三　［略］	［略］

2・3　［略］

第十三章の三　指定設備に係る認定等

（調査の要請）

第九十五条の二　法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。

2　第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1～4　［略］	［略］
5　製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一～二十九の二　［略］	一～二十九の二　［略］

［新設］

（帳簿）

第九十五条　法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器に充塡した場合（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充塡するためのものに限る。）に高圧ガスを充塡した場合を除く。）	［略］
二・三　［略］	［略］

2・3　［略］

第十三章の二　指定設備に係る認定等

［新設］

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1～4　［略］	［略］
5　製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一～二十九の二　［略］	一～二十九の二　［略］